地域医療介護総合確保事業 (医療分) 補助金 (医療業務補助者配置支援) 実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業(医療分)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第12の規定に基づき、県内の医療機関が実施する勤務環境の改善、医療従事者の離職防止と定着を図るための取組のうち、勤務する医療従事者の負担軽減を目的とした、医療業務補助者の確保に要する経費への助成について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2 この要領における各用語の定義は以下に定めるとおりとする。
 - (1) この要領でいう「医療従事者」の範囲は、医師または看護師及び准看護師のことをいう。
 - (2) この要領で「医療業務補助者」とは、次の各号に定める業務を行う者をいう。
 - イ 医師の指示のもと、医師法(昭和23年法律第201号)第17条に規定する医業 以外の業務を分担して行う者
 - ロ 看護師の指示のもと、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条に 規定する業務以外の業務を分担して行う者
 - ハ 准看護師の指示のもと、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第6条に 規定する業務以外の業務を分担して行う者

(実施主体)

- 第3 実施主体は、県内にある次の各号にいずれかに該当する病院とする。
 - (1) 別表1の(1)欄に定める地域医療支援病院
 - (2) 別表1の(2) 欄に定める、第8次宮城県地域医療計画において「地域の中核的な病院」に位置付けている病院のうち、地域医療支援病院を除く病院
 - (3) 前各号に該当する病院を除く、以下の各号にすべて該当する病院
 - イ 国、独立行政法人、地方独立行政法人が設置する病院及び医療法(昭和23年第205号)第31条に規定する公的医療機関並びに特定機能病院以外であること。
 - ロー般病床を有していること。

(補助事業)

第4 この補助の対象となる事業は、第2(2)に規定する医療業務補助者の配置とする。

(補助金の額)

- 第5 この補助金は、次に定める各号により算出された額を、県の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
 - (1) 各月の支出額について、別表2の第3欄に定める基準額によって算出した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)の選定を事業実施に係る各月において行い、その合計額を算出する。
- (3) (2) により算出された額と、当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助対象外)

- 第6 第4の規定に関わらず、以下に該当する者については補助対象外とする。
 - (1) 診療報酬の医師事務作業補助体制加算に算入する者
 - (2) 診療報酬の急性期看護補助体制加算に算入する者
 - (3) 診療報酬の看護補助加算に算入する者
 - (4) 別表2の第4欄に定める対象経費について、この補助制度以外の補助金等を充てる 予定の者

(交付申請の追加様式)

第7 補助金の交付申請は、要綱第3第2項に定める様式のほか、別紙の医療業務補助者配置支援 事業実施計画書を添えて行うものとする。

(実績報告の追加様式)

第8 補助事業の実績報告は、要綱第6第2項に定める様式のほか、別紙の医療業務補助者配置支援事業実績報告書を添えて行うものとする。

(その他)

第9 第1から第8に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年11月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成30年11月13日から施行し、平成30年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和2年9月24日から施行し、令和2年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当 該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4年7月15日から施行し、令和4年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年2月16日から施行し、令和4年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当 該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年7月10日から施行し、令和5年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当 該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和6年7月9日から施行し、令和6年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表1)

(1) 地域医療支援病院	1	みやぎ県南中核病院
	2	宮城県立こども病院
	3	独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院
	4	独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院
	5	一般財団法人厚生会仙台厚生病院
	6	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
	7	東北医科薬科大学病院
	8	公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院
	9 仙台市立病院	
	10	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院
	11	大崎市民病院
	12	石巻赤十字病院
	13	仙台赤十字病院
(2) 地域の中核的な病院	1	公立刈田綜合病院
(地域医療支援病院に該当する	支援病院に該当する 2 栗原市立栗原中央病院	
病院を除く)	3	登米市立登米市民病院
	4	気仙沼市立病院

(別表2)

1区分	2対象人数	3基準額	4対象経費	5補助率
医療業務補助者	2人まで	月額360千円	交付要綱に定	3分の2
の配置		(ただし一人あたり月額	める経費	
		180千円を上限とする)		

医療業務補助者配置支援事業実施計画書

医療機関名

1 施設の状況

区 分(該当する欄に〇を記入)	病床数
要領第3 (1) で定める地域医療支援病院	
要領第3(2)で定める地域の中核的な病	院床(うち一般病床床)
要領第3 (3) に該当する病院	

2 診療報酬加算の届出状況

区 分(該当する欄に〇を記入)	加算基準
医師事務作業補助体制加算	対1
急性期看護補助体制加算	対1
看護補助加算	対1

[※]医師事務作業補助体制加算及び急性期看護補助体制加算並びに看護補助加算を届けている場合、各加算届出の提出時の名簿のコピーを添付すること

3 医療業務補助者の配置

3 医療業務補助者の配置				
配置者	雇用期間	業務内容	期待される負担軽減効果	
□ 医師事務作業補助者□ 看護師補助者□ 准看護師補助者□常勤□非常勤	自 年 月 日至 年 月 日			
□ 医師事務作業補 助者 □ 看護師補助者 □ 准看護師補助者 □ 常 勤 □非常勤	自 年 月 日至 年 月 日			

医療業務補助者配置支援事業実績報告書

医療業務補助者の配置による負担軽減効果

配置者	雇用期間	業務内容	年間業務削減時間 (配置者年間労働時間)	実施結果
□ 医師事務作業補助者□ 看護師補助者□ 准看護師補助者□常勤□ □非常勤	自 年 月 日 至 年 月 日			
□ 医師事務作業補助者□ 看護師補助者□ 准看護師補助者□常勤□ 非常勤	自 年 月 日 至 年 月			

^{※1} 経費の支出が確認できるもの(賃金台帳等)についてコピーを添付すること。